新型コロナウイルス感染症予防基本方針(2020.12.７)

志布志市立志布志中学校
校　長　　長元　武彦

１　基本的な考え方

本基本方針は，令和２年９月３日時点での知見に基づき文部科学省が作成した，学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3 Ver.5）に基づき，集団感染の防止を図りながら，３密を避けるため，次のことを基本原則として通常の授業を行う。

⑴　「３つの密」を避ける。
- 換気が悪い密閉空間にしない。(密閉)
- 多くの人が手の届く距離に集まらない。(密集)
- 近距離での会話や大声での発言を控える。(密接)

⑵　「人との間隔が十分とれない場合のマスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する。

⑶　「新しい生活様式」を導入するとともに，地域の感染状況を踏まえ，学習内容や活動内容を工夫しながら，可能な限り授業や部活動，各種行事等の教育活動を継続する。

⑷　新型コロナウィルス感染症についての連絡等は,配布プリント及び安心・安全メール,本校ホームページで行う。学校で感染者が発生した場合は，関係機関と協議し今後の対応を知らせる。

２　基本的な感染症対策（・感染源を絶つ　・感染経路を絶つ　・抵抗力を高める）

⑴　家庭での登校前の健康観察を徹底する。(発熱等の風邪の症状がある場合は出席停止)

⑵　「人との間隔が十分とれない場合のマスク着用」や「手洗い」を徹底する。
- 感染症対策として，清潔なハンカチ・ティッシュ，マスク，マスクを置く際の清潔なビニールや布等を携行する。
- 登下校時も気温・湿度や暑さ指数が高い日にはマスクを外させる。(人との間隔が十分とれない場所や教室，通学時のバス・タクシー内は着用する)
- マスクを外す場合は，人と十分な距離を確保し会話を控える。
- 手洗いの徹底をする。(外から教室に入るとき，咳やくしゃみ・鼻をかんだとき，午前中１回以上，給食の前後，トイレ後，掃除活動後，共有のものを触ったとき等)

⑶　授業中は窓や出入り口を対角線の方向に開ける(目安は10～20cm)など換気を徹底する。
- 適時空気清浄機を効果的に活用する。

⑷　抵抗力をつける。
- 規則正しい生活を心がける。
- 十分な睡眠や適度の運動，バランスの良い食事をとらせる。

⑸　「密集」「密閉」「密接」の３つの条件が同時に重ならないように授業形態を工夫する。(保健体育の授業等ではマスク着用の工夫をする。)

⑹　教室や特別教室等には消毒液を設置し意識して消毒させる。

3　各教科等について

⑴　可能な限り感染症対策を行った上，リスクの低い活動から徐々に実施を検討する。

⑵　体育の授業に関し，医療的ケア児及び基礎疾患児，感染への不安の強い保護者等の意向を尊重し授業を行う。

⑶　気温・湿度や暑さ指数が高い日など，熱中症等の健康被害が発生するおそれがある際は，マスクを外させる。

4　給食について

⑴　給食前には，すべての生徒が手洗いを徹底する。

⑵　給食は，グループを作らず正面を向いて食事をとる。

⑶　給食着は個人のエプロンや三角巾を使用しても良い。（洗っていない給食着を使用しない。）

⑷　共有する給食用お盆は使用せず個人のランチョンマットを使用する。

5　部活動について

⑴　部活動は，十分な準備運動を行わせ生徒の怪我防止に留意して行う。また，可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う。

⑵　生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときは，部活動への参加を見合わせ，自宅で休養させる。

⑶　部室等の利用は，短時間の利用とし，用具等についても不必要に使い回しをしない。

⑷　他校との合同練習，練習試合，対外試合，演奏会等については，地域の感染状況等を踏まえ，学校・主催団体とともに責任を持って，感染拡大防止対策を講じて行う。

6　学校行事について

⑴　全校で集まる集会活動等は，地域の感染状況を踏まえ，集合時の間隔を開け，マスク着用を徹底し可能な限り実施する。

⑵　修学旅行，集団宿泊学習については，地域の感染状況を踏まえこれまでの感染症対策を徹底し，「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考にしつつ，旅行事業者等と連携して実施する。

【修学旅行】

・　修学旅行は，感染拡大地域へは行かない。

・　生徒が感染・発病した場合など，中止することがあり得る（中止した場合のキャンセル料の予算は市教委で確保してある）。

・　修学旅行後，３日間（18日から20日の間）は部活動や交友，及び登校をさせず様子を見る（厚労省が，新型コロナ患者の退院基準を見直し，「発症から10日経過かつ症状軽快から72時間経過」に短縮したことから）。

【集団宿泊学習】

・　十分な対応策を講ずることが確認できるまで，しばらくの間実施しない。

⑶　外部講師を招聘する教育活動については，内容を検討し，対策を講じて実施する。

（別紙）

教師の動きについて

【生徒登校後】

○　教師は教室前で生徒の検温状況を確認する。
（家庭での検温を忘れた生徒には職員室で検温させ，体温が高い場合（37.0度を超えている場合）は，家庭に連絡し帰宅させ，病院受診を勧める。）

○　新型コロナウィルス感染症の特徴的な症状（味覚障害，胸部不快感，呼吸困難など）が見られた場合，家庭に連絡し帰宅させ，病院受診を勧める。迷った場合は，管理職に相談する。

○　病院は，ＰＣＲ検査可能な志布志中央クリニックか電話相談可の松下医院を勧める。

○　帰宅させる際は，管理棟１階で職員が生徒と共に保護者を待ち，確実に引き渡す。

【朝の学活】

○　健康観察を入念に行うと共に,生徒の様子を十分に観察し体調不良の有無を確認する。

○　家庭への連絡は，学年部及び養護教諭，管理職と連携を図る。

○　１日の手洗いや消毒について連絡する。（一日３回は手洗いさせる。）

○　マスクを忘れた生徒には各学年で配布するなどして必ず着用させる。

【教育活動中】

○　手洗いや消毒を確認する。

○　生徒の様子をよく観察し体調面に注意を払う。

○　全学年が集まる集会や教育活動は，地域の感染状況を踏まえ，集合時の間隔を開け，マスク着用を徹底し可能な限り実施する。

○　昼休み時間の過ごし方に注意する。（３密を避ける。）

○　図書室の利用は当分３密を避け，マスク未着用者は入室させない。

○　教科指導で，次の活動を行わない。

・　音楽における狭い空間等での身体接触を伴う活動
・　家庭科の調理実習
・　保健体育科の密集する運動や組み合う活動

○　生徒が使う共有の手すり・取手等は，こまめに職員が消毒液を使って消毒する。

【帰りの学活】

○　帰宅後の学習や家庭での過ごし方について確認する。

○　健康管理について十分注意するように確認する。

【感染者が発生した場合】

○　市教委等と連携の上，速やかに対処する。保護者への学校の対応については，安心・安全メールで知らせるものとし，ホームページには掲載しない。

○　学校閉鎖となった場合，原則として３日間とする。職員はその間出勤し，担当者と共に消毒作業等にあたる。

○　事前に検討し，学校閉鎖を学年閉鎖等，区分して対応する場合もあり得る。

○　人権に配慮し，外部へは発症生徒の氏名等は公表しない。

【その他】

○　受験や大会参加などで県外旅行をした生徒・保護者などへの対応は，体調不良がない場合は，登校して良い。保護者や生徒本人が心配している場合などは，３日間（72時間）休ませることを提案する。その場合，出席状況は「出席停止」処理とする。

○　職員が県外旅行をした場合も，体調不良がない場合は通常通り出勤して良い。

○　「濃厚接触者」の新しい定義

距離が１ｍ以内　＋　マスクなし　＋　15分以上会話

（新型コロナウィルスに関する専門家有志の会による）